「

77.5—78	アマチュア アマチュア衛星 電波天文 宇宙研究（宇宙から地球） 5.149	77.5—78 J36	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
			宇宙研究（宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用	
			電波天文		

」を

「

77.5—78	アマチュア アマチュア衛星 無線標定　5.559B 電波天文 宇宙研究（宇宙から地球） 5.149	77.5—78 J36	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用	
			無線標定	小電力業務用	ミリ波レーダー用とし、割当ては別表９—11による。
			宇宙研究（宇宙から地球）	公共業務用 一般業務用	
			電波天文		

」に

改める。

第２の国内周波数分配の脚注J48中「ＷＲＣ—07」を「ＷＲＣ—15」に改め、同脚注J56からJ59までを次のように改める。

J56

移動衛星業務による149.9—150.05MHz及び399.9—400.05MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。

J57（未使用）

J58（未使用）

J59（未使用）

第２の国内周波数分配の脚注J63の次に次のように加える。

J63A

海上移動衛星業務（地球から宇宙）による161.9375—161.9625MHz及び161.9875—162.0125MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第18号に従って運用するシステムに限る。

第２の国内周波数分配の脚注J68中「ＷＲＣ—07、」を「ＷＲＣ—15、」に「ＷＲＣ—07）」を「ＷＲＣ—15、改）」に改め、同脚注J80中「この周波数の」を「410—420MHzの周波数帯の」に「の軌道上から５kmの範囲内の通信」を「による宇宙から宇宙への送信」に改め、同脚注J83中「この周波数帯の」を「432—438MHzの周波数帯の」に改め、同脚注J96を次のように改める。

J96（未使用）

第２の国内周波数分配の脚注J108を次のように改める。

J108（未使用）

第２の国内周波数分配の脚注J137中「ＷＲＣ—97」を「ＷＲＣ—15」に「ＷＲＣ—2000」を「ＷＲＣ—15、改」に改め、同脚注J141中「ＳＡ．1154」を「ＳＡ．1154—0」に改め、同脚注J159の次に次のように加える。

J159A

航空移動業務（Ｒ）の局による4200—4400MHzの周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する内部通信システム用の無線航空電子機器のために保留する。この使用は、決議第424（ＷＲＣ—15）の規定に従うものとする。

第２の国内周波数分配の脚注J160中「この周波数帯の」を「4200—4400MHzの周波数帯の」に改め、同J160ただし書を削り、同脚注J166中「この周波数帯の」を「5091—5150MHzの周波数帯の」に「ＷＲＣ—12」を「ＷＲＣ—15」に改め、同脚注J178中「この周波数帯は」を「5250—5350MHzの周波数帯は」に「Ｆ．1613」を「Ｆ．1613—0」に改め、同脚注J179中「この周波数帯」を「5250—5350MHzの周波数帯」に「Ｍ．1638」を「Ｍ．1638—0」に「ＳＡ．1632」を「ＲＳ．1632—0」に改め、同脚注J188中「宇宙研究業務（地球から宇宙）による7145—7190MHzの周波数帯は、深宇宙での使用に限る。深宇宙への発射」を「深宇宙に係る宇宙研究業務（地球から宇宙）システムによる電波の発射」に改め、同J188の次に次のように加える。

J188A

地球探査衛星業務（地球から宇宙）による7190—7250MHzの周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190—7250MHzの周波数帯の地球探査衛星業務（地球から宇宙）の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号を適用しない。無線通信規則第9.17号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を通信の相手方とする地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ10km及び50kmの距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

J188B

7190—7235MHzの周波数帯の地球探査衛星業務（地球から宇宙）の静止衛星軌道上にある宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号を適用しない。

第２の国内周波数分配の脚注J208中「12.44GHz」を「12.5GHz」に改め、同脚注J212の次に次のように加える。

J212A

13.4—13.65GHzの周波数帯の宇宙研究業務への一次業務での分配は、次のものに限る。

— 2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から宇宙）で運用される衛星システム

— 能動宇宙検知器

— 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から地球）で運用される衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。